

市会議案第 3 号

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求
める意見書

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

吹田市議会議員 玉井美樹子

同 柿原 真生

同 矢野伸一郎

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）

我が国では、民法第750条に基づき、夫婦同姓制度が採られている。婚姻に際し、夫又は妻のいずれかが姓を変えなければならないが、令和5年（2023年）時点では95%近くの夫婦が夫の姓を選び、妻が姓を変えている。その結果、多くの女性が名義変更の負担に加え、仕事上で婚姻前の姓を使用する場合に、戸籍上の姓との不一致による不利益などを被っている。

法制審議会は、平成8年（1996年）に、夫婦が望む場合には、それぞれ旧姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度の導入を盛り込んだ民法の一部を改正する法律案要綱を法務大臣に答申したが、国民の間に様々な意見があったことなどから、改正案は国会提出に至らず、それ以降、議論は平行線をたどっている。

また、夫婦同姓制度の違憲性が争われた裁判において、最高裁判所は、平成27年（2015年）と令和3年（2021年）の2度にわたって合憲と判断した。しかし、これは選択的夫婦別姓制度に合理性がないとまで判断したものではなく、夫婦の姓に関する制度の在り方については国会で論ぜられ、判断されるべきと判示している。

そのような中、日本経済団体連合会は、昨年6月に、夫婦別姓を認めない今の制度は企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度を早期に導入するよう提言し、さらに同年10月には、国連の女子差別撤廃委員会が夫婦同姓の義務を廃止するよう4度目の勧告を行った。

こうした状況を踏まえると、夫婦同姓制度には疑問が残ると言わざるを得ず、課題解決に向けた議論を加速させなければならない。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、家族の一体感や戸籍制度を守ることなどとの両立が図られた選択的夫婦別姓制度の早期法制化に向け、積極的な議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月 日

吹 田 市 議 会